

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 29 年 3 月 24 日 (金) 第 8 8 8 5 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県営東山水泳場の利用料金 (194) (スポーツ課) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (195) (福祉監査指導課) 2
	国土調査の成果の認証 (196) (農地・水保全課) 3
	県道の区域の変更 (197) (道路企画課) 3
	県道の供用の開始 (198) (〃) 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (物品契約課) 4

告 示

鳥取県告示第194号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営東山水泳場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) プール利用料

区 分		金 額		
一 般 利 用	個人 回数券によらない で利用する場合	幼児	1人1回につき 110円	
		児童又は中学校の生徒	1人1回につき 220円	
		高等学校の生徒又は学生	1人1回につき 320円	
		一般人	1人1回につき 540円	
	回数券により利用 する場合	幼児	回数券12枚につき 1,080円	
		児童又は中学校の生徒	回数券12枚につき 2,160円	
		高等学校の生徒又は学生	回数券12枚につき 3,240円	
		一般人	回数券12枚につき 5,400円	
	団体（20人以上のものに 限る。）	幼児	1人1回につき 50円	
		児童又は中学校の生徒	1人1回につき 110円	
		高等学校の生徒又は学生	1人1回につき 220円	
		一般人	1人1回につき 320円	
専 用 利 用	屋内25メートルプール	1コース1時間につき	2,160円	
		全コース1日につき	43,200円	
	屋外50メートルプール	1コース1時間につき	2,160円	
		全コース1日につき	43,200円	
	飛び込みプール		1日につき	15,550円
	会 議 室	午前10時から正午まで	1回につき	320円
正午から午後5時まで		1回につき	640円	
午後5時から閉館時間まで		1回につき	480円	

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成29年3月14日

(2) 適用開始年月日 平成29年4月1日

鳥取県告示第195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
-----------	-------------	-----------

むらかみ薬局	米子市両三柳308	平成29年3月13日
--------	-----------	------------

鳥取県告示第196号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡琴浦町	平成23年度及び平成24年度	琴浦町(大字別所及び大字赤碕の各一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字別所及び大字赤碕の各一部	平成29年3月24日
〃	〃	琴浦町(大字八橋の一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字八橋の一部	〃
〃	〃	琴浦町(大字別所及び大字松谷の各一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字別所及び大字松谷の各一部	〃
倉吉市	平成21年度から平成23年度まで	倉吉市(関金町野添の一部)の地籍図及び地籍簿	倉吉市関金町野添の一部	〃
鳥取市	平成26年度及び平成27年度	鳥取市(用瀬町美成の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市用瀬町美成の一部	〃

鳥取県告示第197号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年3月24日から2週間鳥取県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉由良線	変更前	東伯郡北栄町大島字内ワントフ99-5地先から同町瀬戸字川崎165-1地先まで	6.1~35.8	1,352.0
		東伯郡北栄町原字姪ヶ坪496-1地先から同町瀬戸字向田129-4地先まで	10.3~46.3	904.0
	変更後	東伯郡北栄町大島字内ワントフ99-5地先から同町瀬戸字川崎165-1地先まで	10.3~46.3	1,707.0
		東伯郡北栄町大島字内ワントフ90-3地先から同町瀬戸字向田130-1地先まで	6.1~37.3	1,173.0

鳥取県告示第198号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の

規定により告示する。

その関係図面は、平成29年3月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉由良線	東伯郡北栄町大島字内ワントフ99-5地先から同町瀬戸字川崎165-1地先まで	平成29年3月24日
	東伯郡北栄町大島字内ワントフ90-3地先から同町瀬戸字向田130-1地先まで	〃

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

モニタリング車 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年11月30日（木）

(4) 納入場所

米子市目久美町55 日本交通株式会社米子営業所

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

なお、入札価格は、自動車税、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく預託金等に係る費用を含まない金額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が医療・理化学機器類の計測機器に登録されているものであること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成29年4月6日（木）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成29年3月24日（金）から同年5月10日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付

出第157号) 第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 平成29年3月24日(金)から同年5月10日(水)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に示される耐用年数の期間において、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 開札日において有効であるIS09001の認証取得を受けている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

電話 0857-26-7854

(3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

平成29年3月24日(金)から同年4月20日(木)までの日(平成29年4月1日(土)から同月9日(日)までの日を除く。)にインターネットのホームページ(鳥取県物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成29年3月24日(金)から同年4月20日(木)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年5月8日(月)から同月10日(水)までの午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

また、郵便等による入札書の受領期間は、同月 9 日（火）午後 5 時までとする。

イ 開札日時

平成29年 5 月10日（水）午後 1 時以降

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1） 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

（2） 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（3） 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（4） 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の（1）の場所に平成29年 4 月20日（木）午後 5 時まで、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の（1）の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の（1）の場所に提出すること。

（5） 入札参加者は、（4）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2） 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1） 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2） 入札の無効

2 の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3） 契約書作成の要否

要

（4） 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成さ

れた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Monitoring car, Quantity 1

(2) Time limit for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00PM, 20, April, 2017

(3) Time limit for the submission of tenders : Noon, 10, May, 2017

Time limit for the submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 9, May, 2017

(4) Contact Point for the notice : Goods contract division of accounting general affairs bureau,
Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7432